

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月14日

【四半期会計期間】 第11期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 J A三井リース株式会社

【英訳名】 JA MITSUI LEASING, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 古谷 周三

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座八丁目13番1号

【電話番号】 03(6775)3000

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 井野 真吾

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座八丁目13番1号

【電話番号】 03(6775)3002

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 井野 真吾

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期 第2四半期 連結累計期間	第11期 第2四半期 連結累計期間	第10期
会計期間		自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高	(百万円)	217,626	212,689	450,308
経常利益	(百万円)	9,950	8,862	24,410
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	7,202	6,105	17,192
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	6,228	5,893	16,252
純資産額	(百万円)	205,077	212,433	214,052
総資産額	(百万円)	1,608,278	1,685,424	1,646,301
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	97.56	82.71	232.88
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	93.53	79.29	223.26
自己資本比率	(%)	12.5	12.4	12.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	37,781	29,400	61,333
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,977	2,661	2,308
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	36,489	31,953	61,904
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	34,093	35,835	36,145

回次		第10期 第2四半期 連結会計期間	第11期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	54.96	46.02

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、平成30年9月末現在、当社グループは、当社、子会社112社及び関連会社11社により構成されております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項は当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績及び財政状態の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融政策の効果により、企業収益や雇用・所得環境が改善するなど、引き続き緩やかな回復基調を維持しておりますが、海外における貿易摩擦の激化、地政学的な懸念、政治的な不確実性の高まりなどにより、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社グループでは前連結会計年度より開始した中期経営計画「Real Change 2020」に沿って、モノ・事業・金融起点のユニークなビジネス強化、成長分野・独自性発揮分野への注力、国内外エリアビジネス収益力強化など、様々な経営課題に対処しつつ事業を展開してまいりました。

事業の成果としましては、当第2四半期連結累計期間における契約実行高は前年同期比1.7%増の2,913億円となり、営業資産残高は前期末比2.1%増の1兆5,468億円となりました。

また、売上高は前年同期比2.3%減の2,126億円、営業利益は前年同期比0.1%増の99億円、経常利益は前年同期比10.9%減の88億円、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期比15.2%減の61億円となりました。

セグメント実績は次のとおりであります。

リース

リース事業では、契約実行高は前年同期比1.0%増の1,820億円となり、営業資産残高は前期末比2.4%増の1兆337億円となりました。また、売上高は前年同期比2.3%減の1,815億円、セグメント利益は前年同期比2.1%増の85億円となりました。

割賦

割賦事業では、契約実行高は前年同期比3.8%増の277億円となり、営業資産残高は前期末比0.3%減の1,275億円となりました。また、売上高は前年同期比5.7%減の192億円、セグメント利益は前年同期比35.8%減の2億円となりました。

ファイナンス

ファイナンス事業では、契約実行高は前年同期比0.1%増の752億円となり、営業資産残高は前期末比1.5%増の3,706億円となりました。また、売上高は前年同期比13.2%増の77億円、セグメント利益は前年同期比4.0%減の48億円となりました。

その他

その他の事業では、契約実行高は前年同期比50.5%増の63億円となりました。また、売上高は前年同期比6.8%減の41億円、セグメント利益は前年同期比16.3%減の8億円となりました。

財政状態につきましては、当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前期末比391億円増加して1兆6,854億円となりました。純資産は、前期末比16億円減少の2,124億円、自己資本比率は前期末比0.4ポイント低下し12.4%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減額
営業活動キャッシュ・フロー	37,781	29,400	8,381
投資活動キャッシュ・フロー	2,977	2,661	315
財務活動キャッシュ・フロー	36,489	31,953	4,535
現金及び現金同等物の期末残高	34,093	35,835	1,741

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益90億円、賃貸資産減価償却費123億円等に対して、賃貸資産の取得による支出222億円、リース債権及びリース投資資産の増加160億円、仕入債務の減少80億円等により、営業活動全体では294億円の支出(前年同期は377億円の支出)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、信託受益権の取得による支出21億円、社用資産の取得による支出7億円等により、投資活動全体では26億円の支出(前年同期は29億円の支出)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純増額217億円、長期借入金の純増額109億円、公募普通社債発行及び償還に伴う社債の純増額99億円等により、財務活動全体では319億円の収入(前年同期は364億円の収入)となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前期末比3億円減少して358億円となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 特定金融会社等の開示に関する内閣府令に基づく営業貸付金の状況

「特定金融会社等の開示に関する内閣府令」(平成11年5月19日 大蔵省令第57号)に基づく、当社における営業貸付金の状況は次のとおりであります。

貸付金の種別残高内訳

平成30年9月30日現在

貸付種別	件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)	平均約定金利 (%)
消費者向					
無担保 (住宅向を除く)	-	-	-	-	-
有担保 (住宅向を除く)	1	0.59	1	0.00	3.15
住宅向	-	-	-	-	-
計	1	0.59	1	0.00	3.15
事業者向					
計	168	99.40	120,042	99.99	2.96
合計	169	100.00	120,043	100.00	2.96

資金調達内訳

平成30年9月30日現在

借入先等	残高 (百万円)	平均調達金利 (%)
金融機関等からの借入	569,356	0.73
その他	539,381	0.18
社債・CP	469,970	0.06
合計	1,108,738	0.46
自己資本	178,049	
資本金・出資額	32,000	

業種別貸付金残高内訳

平成30年9月30日現在

業種別	先数(件)	構成割合(%)	残高(百万円)	構成割合(%)
農業、林業、漁業	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-
製造業	3	3.29	4,713	3.92
電気・ガス・熱供給・水道業	43	47.25	30,809	25.66
情報通信業	3	3.29	28,411	23.66
運輸業、郵便業	10	10.98	14,349	11.95
卸売業、小売業	3	3.29	1,247	1.03
金融業、保険業	3	3.29	8,186	6.81
不動産業、物品賃貸業	16	17.58	22,556	18.78
宿泊業、飲食サービス業	2	2.19	319	0.26
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	1	1.09	148	0.12
複合サービス業	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	2	2.19	194	0.16
個人	1	1.09	1	0.00
特定非営利活動法人	-	-	-	-
その他	4	4.39	9,105	7.58
合計	91	100.00	120,043	100.00

担保別貸付金残高内訳

平成30年9月30日現在

受入担保の種類	残高(百万円)	構成割合(%)
有価証券	527	0.43
うち株式	527	0.43
債権	5,373	4.47
うち預金	-	-
商品	-	-
不動産	246	0.20
財団	-	-
その他	77,292	64.38
計	83,439	69.50
保証	63	0.05
無担保	36,541	30.43
合計	120,043	100.00

期間別貸付金残高内訳

平成30年9月30日現在

期間別	件数(件)	構成割合(%)	残高(百万円)	構成割合(%)
1年以下	9	5.32	13,075	10.89
1年超 5年以下	24	14.20	15,088	12.56
5年超 10年以下	64	37.86	62,784	52.30
10年超 15年以下	47	27.81	19,099	15.91
15年超 20年以下	25	14.79	9,995	8.32
20年超 25年以下	-	-	-	-
25年超	-	-	-	-
合計	169	100.00	120,043	100.00
一件当たり平均期間			9.17年	

(注) 期間は、約定期間によっております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,000,000
第 種種類株式	16,000,000
第 種種類株式	50,000,000
第 種種類株式	16,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期 会計期間末現在 発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	32,415,296	32,415,296	非上場・非登録	当社の発行する全部の普通株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第10条において定めております。単元株式数は100株であります。(注)1
第 種種類株式	4,077,528	4,077,528	非上場・非登録	当社の発行する全部の第 種種類株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第10条において定めております。単元株式数は100株であります。(注)2
第 種種類株式	33,448,582	33,448,582	非上場・非登録	当社の発行する全部の第 種種類株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第10条において定めております。単元株式数は100株であります。(注)3
第 種種類株式	3,883,500	3,883,500	非上場・非登録	当社の発行する全部の第 種種類株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第10条において定めております。単元株式数は100株であります。(注)4
計	73,824,906	73,824,906		

- (注) 1 普通株式は完全な議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2 第 種種類株式の内容は以下の通りであります。

[残余財産の分配]

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、第 種種類株式の株主（以下「第 種種類株主」という。）または第 種種類株式の登録株式質権者（以下「第 種登録株式質権者」という。）に対し、第 種種類株式の株主（以下「第 種種類株主」という。）または第 種種類株式の登録株式質権者（以下「第 種登録株式質権者」という。）、第 種種類株式の株主（以下「第 種種類株主」という。）または第 種種類株式の登録株式質権者（以下「第 種登録株式質権者」という。）及び普通株式の株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者に先立ち、第 種種類株式 1 株につき、3,445円に当社設立時における発行済第 種種類株式の数を乗じた金額に当社設立後発行された第 種種類株式の払込金額の総額を加えた金額を、分配時における発行済第 種種類株式の数で除した金額（以下「第 種優先残余財産分配額」という。）の金銭を支払います。第 種種類株主または第 種登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行いません。

[議決権]

第 種種類株主は、株主総会における議決権を有しません。

[議決権を有しないこととしている理由]

資本増強にあたり、普通株主の議決権への影響を考慮したためであります。

[普通株式を対価とする取得請求権]

第 種種類株主は、下記の条件に従って、第 種種類株式 1 株につき、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第 種種類株式を取得することを請求することができます。

- (1) 取得を請求することができる期間

2008年4月1日から2029年10月28日までとします。

- (2) 取得条件

- (イ) 当初取得価額

当初取得価額は、3,445円とします。

- (ロ) 取得価額の調整

第 種種類株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額を以下のとおり調整します。取得価額の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。

- a. 調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（ただし、無償割当ての場合、当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式の取得による場合及び当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）の行使による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{新発行・処分における1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。

- b. 普通株式につき株式の分割をする場合、または、普通株主に対し普通株式を交付する株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整します。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降または基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用します。

- c. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- d. 調整前取得価額を下回る価額をもって、(x)当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社の普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、または(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交

付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、(z)その他当社の普通株式が交付される可能性のある一切の証券を発行または処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され、普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とします。調整後取得価額は、当該株式、新株予約権またはその他の証券の払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用します。

- e. 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とします。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用します。

上記(ロ)に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当社の取締役会が適当と判断する取得価額に変更されます。

- a. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社分割により取得価額の調整を必要とするとき。
b. その他当社普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行いません。

取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、既発行普通株式数は、当社の発行済普通株式数から当社の保有する当社普通株式数を控除した数とします。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上同時にまたは相接して発生する場合には、当社の取締役会が適当と判断する方法により、取得価額を調整します。

(八) 取得価額の下限

上記(ロ) a、dもしくはeまたは aによる調整後の取得価額が1,700円（以下「第 種種類株式下限取得価額」という。）を下回る場合には、第 種種類株式下限取得価額をもって取得価額とします。ただし、上記(ロ) bもしくはcまたは(ロ) bによる調整が行われた場合には、第 種種類株式下限取得価額について同様の調整を行うものとします。

(二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第 種種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、以下のとおりとします。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種種類株主が取得の請求をした第 種種類株式の数} \times \text{第 種優先残余財産分配額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

[第 種種類株式の一斉取得]

当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第 種種類株式につき、上記[普通株式を対価とする取得請求権] (2) (二)の計算式により算出された数の当社の普通株式の交付と引換えに、2029年10月29日以降、当該第 種種類株式の全部を取得することができます。この場合、上記[普通株式を対価とする取得請求権] (2) (二)の計算式における「第 種種類株主が取得の請求をした第 種種類株式の数」を「当社が取得する第 種種類株式の数」と読み替えるものとします。ただし、交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

[会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無]

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

3 第 種種類株式の内容は以下の通りであります。

[残余財産の分配]

当社は、残余財産(その種類を問わない。以下同じ。)を分配するときは、第 種種類株主または第 種登録株式質権者に対し、普通株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、第 種種類株式1株につき、分配時まで発行された第 種種類株式の払込金額の総額を、分配時における発行済第 種種類株式の数で除した金額(以下「第 種優先残余財産分配額」という。)の金銭を支払います。第 種種類株主または第 種登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行いません。

[議決権]

第 種種類株主は、株主総会における議決権を有しません。

[議決権を有しないこととしている理由]

資本増強にあたり、普通株主の議決権への影響を考慮したためであります。

[普通株式を対価とする取得請求権]

第 種種類株主は、下記の条件に従って、第 種種類株式1株につき、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第 種種類株式を取得することを請求することができます。

(1) 取得を請求することができる期間

2009年10月29日から2029年10月28日までとします。

(2) 取得条件

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、1,250円とします。

(ロ) 取得価額の調整

第 種種類株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合(ただし、第 種種類株式発行と同時に下記の各号のいずれかに該当する場合を除く。)には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額を以下のとおり調整します。取得価額の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。

- a. 調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(ただし、無償割当ての場合、当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式の取得による場合及び当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。)の行使による場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{新発行・処分における1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本 において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。

- b. 普通株式につき株式の分割をする場合、または、普通株主に対し普通株式を交付する株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整します。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。))」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。))」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降または基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用します。

- c. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- d. 調整前取得価額を下回る価額をもって、(x)当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社の普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、または(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、(z)その他当社の普通株式が交付される可能性のある一切の証券を発行または処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日(新株予約権の場合は割当日。以下本において同じ。)に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。)に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され、普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とします。調整後取得価額は、当該株式、新株予約権またはその他の証券の払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用します。
- e. 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とします。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用します。

上記(ロ)に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当社の取締役会が適当と判断する取得価額に変更されます。

- a. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社分割により取得価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行いません。
- 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、既発行普通株式数は、当社の発行済普通株式数から当社の保有する当社普通株式数を控除した数とします。
- 取得価額を調整すべき事由が2つ以上同時にまたは相接して発生する場合には、当社の取締役会が適当と判断する方法により、取得価額を調整します。

(八) 取得価額の修正

直近の事業年度に係る会社法第435条第2項に基づき作成される計算書類に記載される1株当たり純資産額(以下「基準1株当たり純資産額」という。)が、当該計算書類を承認した取締役会決議の時点において有効な取得価額と1円以上異なる場合には、当該決議の行われた日の翌日(以下「第 種種類株式取得価額修正日」という。)において、第 種種類株式の取得価額は、基準1株当たり純資産額と同額に修正されるものとします。ただし、直近の事業年度の末日から第 種種類株式取得価額修正日までの間に、上記(ロ)による取得価額の調整が行われた場合には、基準1株当たり純資産額についても同様の調整を行うものとします。取得価額の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。

(二) 取得価額の上限及び下限

上記(八)による修正後の取得価額が1,250円(以下「第 種種類株式上限取得価額」という。)を上回る場合には、第 種種類株式上限取得価額をもって取得価額とし、625円(以下「第 種種類株式下限取得価額」という。)を下回る場合には、第 種種類株式下限取得価額をもって取得価額とします。ただし、第 種種類株式取得価額修正日までに、上記(ロ)による取得価額の調整が行われた場合には、第 種種類株式上限取得価額及び第 種種類株式下限取得価額についても同様の調整を行うものとします。

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第 種種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、以下のとおりとします。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種種類株主が取得の請求をした第 種種類株式の数} \times \text{第 種優先残余財産分配額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

[金銭を対価とする取得]

当社は、第 種種類株式については、2014年10月29日以降、1,250円（ただし、第 種種類株式につき株式の分割または併合、第 種種類株式の無償割当その他当該金額を調整する必要がある場合には、必要な調整を行うものとします。）の交付と引換えに、その発行後に当社が取締役会の決議で別に定める日に、第 種種類株式の全部または一部を取得することができます。ただし、本項に基づき一部取得をするときは、按分比例の方法によります。

[第 種種類株式の一斉取得]

当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第 種種類株式につき、上記[普通株式を対価とする取得請求権]（2）(ホ)の計算式により算出された数の当社の普通株式の交付と引換えに、2029年10月29日以降、当該第 種種類株式の全部を取得することができます。この場合、上記[普通株式を対価とする取得請求権]（2）(ホ)の計算式における「第 種種類株主が取得の請求をした第 種種類株式の数」を「当社が取得する第 種種類株式の数」と読み替えるものとします。ただし、交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

[会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無]

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 第 種種類株式の内容は以下の通りであります。

[残余財産の分配]

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、第 種種類株主または第 種登録株式質権者に対し、普通株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、第 種種類株式1株につき、分配時まで発行された第 種種類株式の払込金額の総額を、分配時における発行済第 種種類株式の数で除した金額（以下「第 種優先残余財産分配額」という。）の金銭を支払います。第 種種類株主または第 種登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行いません。

[議決権]

第 種種類株主は、株主総会における議決権を有しません。

[議決権を有しないこととしている理由]

資本増強にあたり、普通株主の議決権への影響を考慮したためであります。

[普通株式を対価とする取得請求権]

第 種種類株主は、下記の条件に従って、第 種種類株式1株につき、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第 種種類株式を取得することを請求することができます。

(1) 取得を請求することができる期間

2009年10月29日から2029年10月28日までとします。

(2) 取得条件

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、1,250円とします。

(ロ) 取得価額の調整

第 種種類株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合（ただし、第 種種類株式発行と同時に下記の各号のいずれかに該当する場合を除く。）には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額を以下のとおり調整します。取得価額の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。

- a. 調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（ただし、無償割当ての場合、当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式の取得による場合及び当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。）の行使による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{新発行・処分における1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本 において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。

- b. 普通株式につき株式の分割をする場合、または、普通株主に対し普通株式を交付する株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整します。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降または基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用します。

- c. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- d. 調整前取得価額を下回る価額をもって、(x)当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社の普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、または(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、(z)その他当社の普通株式が交付される可能性のある一切の証券を発行または処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され、普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とします。調整後取得価額は、当該株式、新株予約権またはその他の証券の払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用します。

- e. 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とします。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用します。

上記(ロ)に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当社の取締役会が適当と判断する取得価額に変更されます。

- a. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社発行済株式の全部の取得、株式移転または会社分割により取得価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社普通株式発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行いません。

取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、既発行普通株式数は、当社の発行済普通株式数から当社の保有する当社普通株式数を控除した数とします。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上同時にまたは相接して発生する場合には、当社の取締役会が適当と判断する方法により、取得価額を調整します。

(八) 取得価額の修正

直近の事業年度に係る会社法第435条第2項に基づき作成される計算書類に記載される1株当たり純資産額が、当該計算書類を承認した取締役会決議の時点において有効な取得価額と1円以上異なる場合には、当該決議の行われた日の翌日(以下「第 種種類株式取得価額修正日」という。)において、第 種種類株式の取得価額は、基準1株当たり純資産額と同額に修正されるものとします。ただし、直近の事業年度の末日から第 種種類株式取得価額修正日までの間に、上記(ロ)による取得価額の調整が行われた場合には、基準1株当たり純資産額についても同様の調整を行うものとします。取得価額の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。

(二) 取得価額の上限及び下限

上記(八)による修正後の取得価額が1,250円(以下「第 種種類株式上限取得価額」という。)を上回る場合には、第 種種類株式上限取得価額をもって取得価額とし、625円(以下「第 種種類株式下限取得価額」という。)を下回る場合には、第 種種類株式下限取得価額をもって取得価額とします。ただし、第 種種類株式取得価額修正日までに、上記(ロ)による取得価額の調整が行われた場合には、第 種種類株式上限取得価額及び第 種種類株式下限取得価額についても同様の調整を行うものとします。

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第 種種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、以下のとおりとします。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{第 種種類株主が取得の請求をした第 種種類株式の数} \times \text{第 種優先残余財産分配額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

【第 種種類株式の一斉取得】

当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第 種種類株式につき、上記[普通株式を対価とする取得請求権](2)(ホ)の計算式により算出された数の当社の普通株式の交付と引換えに、2029年10月29日以降、当該第 種種類株式の全部を取得することができます。この場合、上記[普通株式を対価とする取得請求権](2)(ホ)の計算式における「第 種種類株主が取得の請求をした第 種種類株式の数」を「当社が取得する第 種種類株式の数」と読み替えるものとします。ただし、交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

[会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無]

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

5 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の内容は以下の通りであります。

- (1) 当社は、株式の分割または併合をするときは、普通株式及び各種類の種類株式を同時に、同一の割合で行うものとします。
- (2) 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に依りて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、各種類の種類株主には当該種類の種類株式または当該種類の種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に、同一割合で与えるものとします。
- (3) 当社は、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合に依りて、普通株式及び各種類の種類株式に対して同時に、同一の割合(かつ、新株予約権無償割当ての場合には同一条件)で割当てるものとし、それぞれ、普通株式に対しては普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、各種類の種類株式に対しては当該種類の種類株式または当該種類の種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てとするものとします。

6 各種類の種類株式の残余財産の支払順位は、第 種種類株式は第 種種類株式及び第 種種類株式に優先し、第 種種類株式及び第 種種類株式は同順位とします。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年7月1日～ 平成30年9月30日	-	73,824,906	-	32,000	-	30,000

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	31,629,068	42.84
三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号	30,786,735	41.70
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	940,500	1.27
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	914,200	1.23
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	912,100	1.23
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	769,700	1.04
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	745,700	1.01
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	740,000	1.00
三井住友トラスト保証株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	708,664	0.95
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町二丁目7番9号	653,125	0.88
計		68,799,792	93.19

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 農林中央金庫は、議決権を有しない第 種類株式4,077,528株、第 種類株式16,724,291株を含んでおります。
3. 三井物産株式会社は、議決権を有しない第 種類株式16,724,291株、第 種類株式3,883,500株を含んでおります。

所有議決権数別

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	108,272	33.40
三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号	101,789	31.40
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	9,405	2.90
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	9,142	2.82
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	9,121	2.81
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	7,697	2.37
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	7,457	2.30
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	7,400	2.28
三井住友トラスト保証株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	7,086	2.18
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町二丁目7番9号	6,531	2.01
計		273,900	84.50

- (注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第 種種類株式 4,077,500 第 種種類株式 33,448,400 第 種種類株式 3,883,500		(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,414,200	324,142	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,096 第 種種類株式 28 第 種種類株式 182		
発行済株式総数	73,824,906		
総株主の議決権		324,142	

(注) 第 種種類株式、第 種種類株式及び第 種種類株式の詳細については、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）及び「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」（平成11年5月19日総理府・大蔵省令第32号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	36,145	35,835
受取手形	7	3
割賦債権	140,089	139,489
リース債権及びリース投資資産	904,328	918,428
営業貸付金	294,736	² 304,001
その他の営業貸付債権	63,803	60,135
賃貸料等未収入金	3,213	3,211
その他の営業資産	11,754	10,496
有価証券	10	1,429
商品	1,277	3,073
その他	29,942	31,845
貸倒引当金	5,132	3,405
流動資産合計	1,480,176	1,504,546
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産		
賃貸資産	104,489	114,988
賃貸資産前渡金	1,245	983
賃貸資産合計	105,734	115,971
社用資産	1,834	1,834
有形固定資産合計	107,569	117,805
無形固定資産		
賃貸資産		
賃貸資産	376	370
賃貸資産合計	376	370
その他の無形固定資産		
のれん	2	1
ソフトウェア	2,805	2,437
その他	160	467
その他の無形固定資産合計	2,968	2,906
無形固定資産合計	3,345	3,277
投資その他の資産		
投資有価証券	43,533	43,403
破産更生債権等	1,114	² 3,128
その他	11,578	15,203
貸倒引当金	1,015	1,939
投資その他の資産合計	55,210	59,795
固定資産合計	166,125	180,878
資産合計	1,646,301	1,685,424

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	40,986	33,520
短期借入金	220,382	246,251
1年内償還予定の社債	10,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	90,931	107,059
コマーシャル・ペーパー	382,967	379,970
債権流動化に伴う支払債務	22,367	23,168
リース債務	8,429	7,818
未払法人税等	4,651	2,045
割賦未実現利益	12,119	11,896
賞与引当金	1,525	1,151
役員賞与引当金	20	10
資産除去債務	1,271	1,341
その他	35,333	36,832
流動負債合計	830,987	871,067
固定負債		
社債	70,000	70,000
長期借入金	451,314	451,900
債権流動化に伴う長期支払債務	47,085	46,242
退職給付に係る負債	6,424	6,449
預り保証金	24,276	25,206
資産除去債務	446	446
その他	1,713	1,678
固定負債合計	601,261	601,923
負債合計	1,432,249	1,472,990
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,000	32,000
資本剰余金	66,282	66,281
利益剰余金	113,588	112,828
株主資本合計	211,870	211,110
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,366	4,833
繰延ヘッジ損益	81	78
為替換算調整勘定	4,102	5,168
退職給付に係る調整累計額	1,094	1,025
その他の包括利益累計額合計	911	1,439
非支配株主持分	3,093	2,763
純資産合計	214,052	212,433
負債純資産合計	1,646,301	1,685,424

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
売上高	217,626	212,689
売上原価	196,377	190,726
売上総利益	21,249	21,962
販売費及び一般管理費	1 11,276	1 11,980
営業利益	9,972	9,982
営業外収益		
受取利息	14	15
受取配当金	198	230
持分法による投資利益	167	256
その他	27	74
営業外収益合計	408	577
営業外費用		
支払利息	152	152
社債発行費	108	97
為替差損	168	1,446
その他	0	0
営業外費用合計	429	1,696
経常利益	9,950	8,862
特別利益		
固定資産売却益	10	10
投資有価証券売却益	0	153
特別利益合計	10	164
特別損失		
固定資産除売却損	1	4
ゴルフ会員権売却損	-	2
特別損失合計	1	6
税金等調整前四半期純利益	9,959	9,020
法人税等	2,661	2,591
四半期純利益	7,298	6,428
非支配株主に帰属する四半期純利益	95	323
親会社株主に帰属する四半期純利益	7,202	6,105

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
四半期純利益	7,298	6,428
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	683	467
繰延ヘッジ損益	83	2
為替換算調整勘定	1,714	1,149
退職給付に係る調整額	67	69
持分法適用会社に対する持分相当額	54	74
その他の包括利益合計	1,069	534
四半期包括利益	6,228	5,893
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,148	5,577
非支配株主に係る四半期包括利益	80	316

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	9,959	9,020
賃貸資産減価償却費	11,774	12,348
賃貸資産除却損及び売却原価	15,354	3,233
社用資産減価償却費及び除売却損益(は益)	805	745
のれん償却額	68	1
為替差損益(は益)	391	7,914
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,121	729
受取利息及び受取配当金	213	245
資金原価及び支払利息	5,546	6,293
持分法による投資損益(は益)	167	256
賃貸料等未収入金の増減額(は増加)	405	32
割賦債権の増減額(は増加)	2,129	726
リース債権及びリース投資資産の増減額(は増加)	10,062	16,042
貸付債権の増減額(は増加)	15,800	7,906
その他の営業資産の増減額(は増加)	5,357	1,800
賃貸資産の取得による支出	29,184	22,226
仕入債務の増減額(は減少)	14,247	8,004
その他	9,726	5,562
小計	28,730	18,857
利息及び配当金の受取額	258	262
利息の支払額	5,463	6,154
法人税等の支払額	3,846	4,651
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,781	29,400

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
社用資産の取得による支出	537	740
投資有価証券の取得による支出	2,481	60
信託受益権の取得による支出	-	2,128
その他	41	267
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,977	2,661
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	19,716	21,787
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	13,003	2,996
債権流動化による収入	7,865	11,600
債権流動化の返済による支出	10,586	11,641
長期借入れによる収入	79,121	62,567
長期借入金の返済による支出	76,155	51,604
社債の発行による収入	19,891	19,902
社債の償還による支出	10,000	10,000
配当金の支払額	6,127	6,865
その他	239	795
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,489	31,953
現金及び現金同等物に係る換算差額	208	200
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,479	309
現金及び現金同等物の期首残高	38,573	36,145
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 34,093	¹ 35,835

【注記事項】

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

金融機関からの借入債務等に対する保証

前連結会計年度 (平成30年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)	
M&M Shipholding Pte.Ltd.	4,318百万円	M&M Shipholding Pte.Ltd.	5,362百万円
Mitsui Rail Capital, LLC	3,939百万円	Mitsui Rail Capital, LLC	3,498百万円
ICE GAS LNG Shipping Co., Ltd.	1,539百万円	ICE GAS LNG Shipping Co., Ltd.	1,558百万円
その他	1,238百万円	その他	1,010百万円
合計	11,036百万円	合計	11,430百万円

2. 特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令に基づく営業貸付金に係る不良債権の状況

「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」(平成11年5月19日 総理府・大蔵省令第32号)第9条の分類に基づく、営業貸付金に係る不良債権の状況は次のとおりであります。

なお、投資その他の資産「破産更生債権等」に計上している貸付金を含んでおります。

前連結会計年度 (平成30年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)	
破綻先債権 (注1)	- 百万円	2,271百万円	
延滞債権 (注2)	- 百万円	- 百万円	
三ヶ月以上延滞債権 (注3)	- 百万円	- 百万円	
貸出条件緩和債権 (注4)	- 百万円	- 百万円	

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由が生じているものであります。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであります。
3. 三ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び三ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 記載の金額は、提出会社に係るものであります。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
従業員給与・賞与・手当	4,044百万円	4,183百万円
賞与引当金繰入額	1,149百万円	1,151百万円
役員賞与引当金繰入額	9百万円	10百万円
退職給付費用	429百万円	412百万円
事務委託費	1,250百万円	1,145百万円
減価償却費	814百万円	751百万円
貸倒引当金繰入額	804百万円	67百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
現金及び預金	34,103百万円	35,835百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	10百万円	-百万円
現金及び現金同等物	34,093百万円	35,835百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,690	83.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金
平成29年6月29日 定時株主総会	第 種 種類株式	338	83.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金
平成29年6月29日 定時株主総会	第 種 種類株式	2,776	83.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金
平成29年6月29日 定時株主総会	第 種 種類株式	322	83.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,014	93.00	平成30年3月31日	平成30年6月29日	利益剰余金
平成30年6月28日 定時株主総会	第 種 種類株式	379	93.00	平成30年3月31日	平成30年6月29日	利益剰余金
平成30年6月28日 定時株主総会	第 種 種類株式	3,110	93.00	平成30年3月31日	平成30年6月29日	利益剰余金
平成30年6月28日 定時株主総会	第 種 種類株式	361	93.00	平成30年3月31日	平成30年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注4)
	リース	割賦	ファイ ナンス (注1)	計				
売上高								
外部顧客への売上高	185,921	20,443	6,854	213,219	4,406	217,626	-	217,626
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	12	12	12	-
計	185,921	20,443	6,854	213,219	4,419	217,638	12	217,626
セグメント利益	8,394	410	5,058	13,863	1,004	14,867	4,895	9,972

- (注) 1. 「ファイナンス」の区分は営業目的の金融収益を得るために所有する有価証券の運用業務を含んでおりま
す。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、売買取引、手数料取引及び保険代
理店業務等を含んでおります。
3. セグメント利益の調整額は、販売費及び一般管理費のうち報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門
(総務、人事、経理等)に係る全社費用であります。
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

前第2四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注4)
	リース	割賦	ファイ ナンス (注1)	計				
売上高								
外部顧客への売上高	181,553	19,268	7,760	208,582	4,107	212,689	-	212,689
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	16	16	16	-
計	181,553	19,268	7,760	208,582	4,123	212,705	16	212,689
セグメント利益	8,573	263	4,854	13,691	840	14,531	4,549	9,982

- (注) 1. 「ファイナンス」の区分は営業目的の金融収益を得るために所有する有価証券の運用業務を含んでおりま
す。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、売買取引、手数料取引及び保険代
理店業務等を含んでおります。
3. セグメント利益の調整額は、販売費及び一般管理費のうち報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門
(総務、人事、経理等)に係る全社費用であります。
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額(円)	97.56	82.71
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	7,202	6,105
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	7,202	6,105
普通株式の期中平均株式数(千株)	73,824	73,824
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(円)	93.53	79.29
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	3,184	3,184
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月7日

J A 三井リース株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上雅彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJ A 三井リース株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、J A 三井リース株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。